

岩手県告示第868号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨釜石地方振興局長から次のとおり通知があった。

平成21年11月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 釜石市及び上閉伊郡大槌町
- 2 公共測量を実施する期間 平成21年11月11日から平成22年3月20日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（河川台帳図作成に伴う空中写真撮影及び数値図化）